

第五十一回 参議院建設委員会會議録第八号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十時五十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 順造君

理事 石井 桂君

稲浦 鹿藏君

山内 一郎君

小酒井義男君

内田 芳郎君

平泉 涉君

米田 正文君

竹田 現照君

達田 龍彦君

前川 且君

村田 秀三君

二宮 文造君

片山 武夫君

春日 正一君

瀬戸山三男君

谷垣 專一君

鶴海良一郎君

志村 清一君

竹内 藤男君

古賀雷四郎君

尾之内由紀夫君

尚 明君

小場 晴夫君

中島 博君

博君

本日の會議に付した案件

建設事業並びに建設諸計画に関する調査

昭和四十一年度建設省関係の施策及び予算に

関する件

昭和四十一年度首都圏整備委員会の施策及び

予算に関する件

昭和四十一年度近畿圏整備本部の施策及び予

算に関する件

昭和四十一年度北海道開発庁の施策及び予算

に関する件

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会

を開会いたします。

昭和四十一年度建設省関係、首都圏整備委員

会、近畿圏整備本部及び北海道開発庁の施策及び

予算に関する件を議題といたします。

前日に引き続き質疑を行ないます。質疑のある

方は、順次御発言を願います。

達田龍彦君 私は、まず第一に、建設行政の基

本施策に對しまして、大臣に、所信表明演説の中

から若干質問をしたいと考えておるのであります。

私、まだしろうとでございまして、できる

だけ懇切丁寧に質問に答えていただきたいと考

えておるわけでありませうけれども、まず、大臣は所

信表明演説の中で、今日の建設行政のあるべき姿

として、産業、経済、文化等のすべてにわたる国

民生活の基礎をつくり上げるところに建設行政の

使命がある、さらに、わが国の経済はこの数年来

非常に高度の成長を遂げたあまりに、建設行政は

その中において非常に立ちおくれをしておる、さ

らには、経済の高度成長政策の中において大きな

ひずみが出てきておる、このひずみの大きな中心

をなしておるのが今日の日本の建設行政である、

道路にしても、住宅にしても、あるいは河川にし

ても、全体としてひずみの中に非常に立ちおくれ

を来たしておるといふことを表明の中に述べてお

られるのであります。このひずみの問題、立ちお

くれの問題について、私はまず大臣にお尋ねをい

たしたいのでありますけれども、今日の日本の経

済のひずみ、あるいは建設行政の立ちおくれとい

うのは、三十五年以来池田内閣当時と比べてま

ました所得倍増計画、いふならば高度経済成長政

策の結果、今日の日本経済のひずみが出てまい

っておるのであります。しかも、国民の総生産にお

いては、三十五年以来大きく伸びてまいって

にもかかわらず、その結果、資金面あるいは財政

面においては、国家財政において相当増大と伸び

を来たしておるにもかかわらず、しかも、その金

の使重点が産業投資やあるいは大企業の設備投

資中心に、財政投資あるいは国家財政が使われた

ために、結果として、日本の公共施設を中心とす

るいわゆる社会資本のおくれが今日の結果を私は

つくったと考えておるのでありますけれども、こ

のひずみあるいは立ちおくれにおける建設行政の

今日のあり方について、一体どう大臣は考えられ

ておるのか、まずこの点について、大臣の所見を

伺いたいと思っております。

國務大臣(瀬戸山三男君) 私が当初に申し上げ

たように、日本経済の発展の度合いと比べて、そ

の基盤をなすまあ建設行政といひますか、その面

における諸問題が立ちおくれを来たした。御承知

のとおり、建設行政で扱っておりますのは、道

路、あるいは河川、治水、防災、利水、住宅建設

あるいは上下水道等があるわけでありませうが、た

とえば道路一つをとりましても、これは御説明を

するまでもなく、従来から日本の道路整備とい

うものは非常に遅れております。率直に言っ

て、私は大まかに申し上げるわけでありませうが、

欧米先進国と比較いたしますと、少なくとも二、

三十年おくれでおる。河川については治水その他重

要な仕事でやっておるわけでありませうが、特に戦

後の経済の発展、あるいは農業その他の基盤整備

等が、問題がありますけれども、河川流域等とい

ろいろ進んでおります。住宅事情は、御承知のと

おり、非常な人口移動、都市集中、あるいは世帯

の細分化と申しますか、それらによる住宅事情の

急速な悪化、こういうものを見ますと、どうも

率直に申し上げてアンバランスが非常に目立って

きておる、こういうことを私は反省しなければな

らないと思っております。そこで、い

わゆる所得倍増計画で産業面が非常に急速な伸び

を来たしておる。それとの関連についてお話を

ございませうけれども、御承知のとおり、今度いわ

ゆる中期計画というものが現状に合わないとい

うことで、政府はこれを取りやめて、さらに新

事態に應ずる経済計画と申しますか、経済、財政

の運営について再検討を加えて、近くその現状を

見詰めた計画を策定したい、こういう準備を進め

ておるわけでありませうが、前の所得倍増十年計

画、その中における中期計画、その際に、いまお

話しになりました道路、その他いわゆる基盤に関

する総投資十七兆—あるいは、私は数字はあま

り強くないですから、間違っておるかも知れませ

んが、十七兆円余というところを見込んで、それを

各種の道路その他の投資に振り振ってきておるわ

けであります。ところが御存じのように、これは

日本の昭和三十五年ごろから急激に伸展した産業

経済と申しますか、工場設備等の伸び、これはお

おむね民間設備投資であります。これは私はけ

こうであると思ひますけれども、しかし、当初に

政府が想定した産業の伸びといひますか、経済の

伸びが、中期経済計画あるいは所得倍増計画で想

定しました九・何%ですか、その伸びを非常に上



りませんが、御存じのとおりに、道路計画は五カ年計画を立ててやっておる、なお、治水五カ年計画も昭和四十年から始まっておる、こういう中で事業の消化をする、こういう式でやっておりますので、その年率はあとで必要があれば御説明させていただきますが、その五カ年計画を、当初想定計画よりも年々伸ばしておると、したがって、道路計画もどうしても、これは今後の問題でありますけれども、道路五カ年計画の第三年目に入るわけでありまして、三年目で、あと残余二年は一〇%そこそこしか残らないという程度の伸びを年々しておるわけでありまして、したがって、これは改定をしなければならぬ。治水計画においても、当初の五カ年計画の四十年目が始まっているのでありますが、その想定よりも伸ばしていかなければならぬ、こういう運営をしておるわけでありまして、まあ先ほど申し上げましたように、他の通常の経費あるいは既定経費、また相当力を入れなければならぬ経費との関係で、これだけ大きく飛躍的というわけになかなかまいらぬ。それから住宅はまあこれは御承知のとおり大問題であります。力を入れなければならぬのは住宅問題の解決、住宅建設、これはまあ御承知のとおり今度法律もお願いしてありますが、新たに五カ年計画を立てる、こういう意味で、これはまあ物価、単価の問題もありませんけれども、おおむね住宅については、一般財政がああいう状態のところ、昨年度に比べて三四%増の投資をする、財政においては、住宅については来年度は昨年度に比べて四四%の伸びを示している、こういう点は決して国民総生産の低下と相対的に伸びているという考えではないことはひとつ御理解をお願いしたい、これは相当意欲を持っておるとのことだけは御理解をお願いしたいと思っております。

○達田龍彦君 さらに大臣に質問いたしたいのでありますけれども、いま御答弁の大体概要では、四十年より四十一年度は、財政規模において相当意欲的に伸びを来たしておるはずだと、こう

いう御説明でございますけれども、私はここで一つ心配のあるのは、今日政府の方針が、経済政策の行き詰まり、あるいは不況の克服のために、何としても需要の喚起をしなければならぬ、有効需要の喚起というものが非常に叫ばれておるのでありますけれども、この日本の経済政策の一環として有効需要の喚起をするために、四十一年度においては、予算のある意味での規模の増大をはかるということが考えられておるのではないかと、この気がしてならないのであります。私は、元来そうではなしに、建設行政それ自体の必要性から予算規模が拡大するということが、基本的に建設行政の長期にわたる構想を実現する上においては必要だと思っております。治水の問題にしても、住宅の問題にしても、長期にわたる経済政策を、計画を持っておる。しかし、これは日本の経済の中で、あるいは環境の変化、経済事情の変化によつて是正、修正をしなければならぬこともこれは当然であろうと思っておりますけれども、その本質はあくまでも日本の建設行政がどうあるべきか、それ自体の中で建設行政の財政規模というものはこうなればならぬという必要性から出てくるのが、本質的な建設行政の財政でなければならぬと思つて、ところが、本年度の財政規模、あるいは来年度もそうなのかもしれないけれども、その必要性というよりも、むしろ日本の経済全体の行き詰まりを克服するための有効需要の喚起のための財政規模の拡大という面が、この中で相当出てきておるのではないかと、この気がいたすのでありますけれども、この点に対して、大臣の考え方を伺いたしたいのであります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いま達田さんのおっしゃったような考え方が一部にあると思つておる。私は達田さんと同じで、それは間違いないと思つておる。率直に、それは、現在いわゆる経済が停滞しておるから、それにさしあたり直近の有効である、こういう意味で国民経済、国民生活の基盤整備に力を入れる、そういう考え方は私とは異なる。それは間違いない、これは全く違

田さんのお考えと同じであります。率直に私はものを言うほうですが、先ほど申し上げました、前の所得倍増計画のときに、私は相当の論争をいたしました。それは例の十カ年計画で、倍増計画のときに、あるいは五カ年計画のときに、先ほど申し上げましたように、十七兆余というような、建設ばかりじゃありませんけれども、いわゆる基盤整備をやっていくと、こういう計画がなされておる。そういうことでは必ず将来ますます、従来も立ちおくれおつたものが非常に立ちおくれを来たすであろう。しかも、どうも率直に申し上げて、経済計画のもとなる基礎数字というものが、現状に合わない数字でおおよそ組み立てられておる。私はそのほうの専門家でありませんが、従来の情性に従つて、従来の何年かを基準にとつた数字そのものに間違いがある、そういう意味で十七兆余などというものはどうも現状に合う数字でないというものを論争した経験があるので、率直に言つて、結果から言つてありませぬけれども、そういう事態が今日あらわれておつて、経済計画自体が現状とは非常な遊離したもつたものになっておる。それが今日の問題を来たしておるわけだと私は思つておる。そういう意味において、現在の経済停滞を克服するために、道路なり、あるいは最も波及力のある住宅に力を入れたらどうかという考え方は基本的に間違いない。住宅は最もすみやかにこれを供給して、住宅問題を解決するために住宅投資が必要である、こういう基本的な立場で現在やっておるということ、今後ともやるんだということをお願いしたい。道路、治水も同じであります。これが必要であつて、これはなかなか先行するということ、そう短距離ではできませんけれども、先行する程度にやる、それが、いわゆる経済基盤が確立すること、その後着実に産業経済の伸びを来たすものである、そのような考え方に立つて、建設行政のみならず、政治全般を進めていかないと大きな間違いを来たす、こういう思想に立つておるのだというところを御了解願いたいと思つておる。

○達田龍彦君 まあいまの御答弁、ほぼ私も考え方も一致する面があるのでありますけれども、いま申し上げたように、建設行政それ自体の必要性において建設財政を組んでいくという基本的な姿勢を踏まえておらないと、将来また日本の経済が立ち直つて、生産性が向上する、日本の経済が不況を克服して景気回復に向かうという段階の中で、また産業基盤の整備を、あるいは産業に対する投資、あるいは大産業に対する設備投資等を中心に行なう結果、さらに建設行政における公共投資がおろそかになり、立ちおくれをさらに激化するという状態が出てくる懸念がござります。この点について、いま大臣がお考えになつておる基本的な財政に対する、あるいは建設行政に対する姿勢をひとつ踏まえて、今後さらに意欲的に御努力を私に賜わりたいと思つておるわけでありませぬ。

そこで、今日の建設行政の中で、いろいろ問題はありますけれども、この機会に、特に私は河川の問題について若干建設省の考え方を伺いをいたしておきたいのであります。建設省では、特に河川の問題等について、あるいは住宅の問題もそうでありませぬけれども、今後十五年後には、公共施設の水準を、現在の西欧水準に達することによつて、国民が豊かな生活を享受することができるようになることを目的にして、目標として、今日建設行政を進められていることを私も承知をいたしておるのでありますけれども、この中において、まず私は、河川行政の中でお伺いしたいのであります。政府は、昨年新河川法の制定によりまして、新しい河川行政として、水系の一貫管理主義による治水計画をおつくりになりました。その長期にわたる総予算においては、八兆六千億の予算を計上され、しかも昭和五十五年には、前期、中期、後期の三つの五カ年計画を完了する大計計画をお持ちになっておることを私も承知をいたしておるのであります。この長期の河川行政あるいは治水行政といふものは、今後絶対に日本

第一にねらわれておるものは、今後絶対に日本

の国土から洪水の被害をなくしていくということが、第一にその大きな私はねらいだと思っております。第二には、今日の水害に対する現在の被害率を、五十五年度には四十分の一程度、いうなれば、アメリカの今日の水準よりもやや上回った状態の治水状態、河川状態というものをつくり上げることを目標として、この計画が進められておることをこれまで私も承知をいたしておるのであります。

そこで、まず第一に、私は、この目標に向かつておねをいたしたのでありますけれども、新河川法により水系の一貫管理主義がとられるわけでありまして、この治水五カ年計画における昨年度の投資額に対して、一事業量というものは、計画どおり遂行されたのかどうか、まず、この点についてお伺いをいたしたいのであります。

○政府委員(古賀雷四郎君) 四十年年度の治水事業の投資額は、全体で千三百五十九億でございます。それは事業費で申し上げております。その中で河川、ダム、砂防、機械といううまいに分かれております。この新五カ年計画は、四十年年度を基礎として組み立てたものでございまして、その後の、一部単価の是正等もございまして、おね計画の初年度としての事業量を確認することができたというふうに考えております。

○達田龍彦君 金額ではなしに、事業量においておね計画というものでありますけれども、具体的に数字をもってお示しをいたしたいと思っております。

○政府委員(古賀雷四郎君) 具体的に、たとえば築堤の計画幾ら、あるいは護岸が幾らというふうなことで……。

が、その予算の中で、その仕事の量が一体その計画どおり行なわれたのかどうか。金は使ったけれども治水効果を期待するほどのことが仕事の量の中で出てこなければ、私は効果がないと思うのであります。金の問題ではなくて、事業の実績というものは一体どうなのか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 事業の効果を發揮するために、たとえば築堤が千メートルが千メートルできたのか、あるいは九百メートルできたのか、その辺の内容を分析してみなくちゃわかりません。そういう関係の資料は、現在手元に持ち合わせておりませんので御報告できないのですが、金で申し上げますと、四十年年度は、河川につきましては、事業費で八百六億でございますが、若干補正あるいは調整費の引き受けとありまして、八百十億を使っております。それからダムにつきましては二百五十八億でございますが、これは補正もありませんで、二百五十八億そのまま使っております。それから砂防につきましては二百六十八億でございますが、緊急砂防等の問題もありませんで、二百七十二億使っております。機械につきましては五億三千四百万なのが五億四千三百万、そういう状況で、実態的には、当初に比べまして、事業費にしまして当初千三百三十八億が補正後におきまして千三百四十八億程度になっております。

事業の効果等をあらわすための事業量に対する詳しい資料は、ただいま持ち合わせておりませんので、御報告できないのが残念でございます。

○達田龍彦君 それは出せないのですか、それとも時間があれば出せるという資料なんですか、その辺どうなんですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 大まかに検討いたしましたして、必要な資料を提出するようにいたしたいと思っております。

どの程度の割合でこの工事が進捗しておる、この四十年年度あるいは四十一年年度での計画でいけばと、こういうことを質問しているのじゃないですか、その資料があとから出せるかどうか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 進捗率は、四十年年度では、計画におきましては一五・八%の進捗率でございますが、実績においては一六%の進捗率でございます。なお参考のために申し上げますが、四十一年年度までの進捗率を申し上げますと、計画において三三・四%でございますが、予算におきましては三四%の実績になっております。

○達田龍彦君 どうもはっきりしないのですけれども、計画の進捗率ではなしに、それだけ金を使ったならば、使った、工事量というものが一致する場合と、そうでない場合があると思うので、たとえば、先ほど私が質問したときに、物価換算率が四%だと、こうおっしゃっているのではありませんか、そうやってまいりますと、物価は現在六%ないし七%上がっているわけでありまして、建設資材その他の関係で必ず上がるのであります。そうなると、金額では組んでおいても、実際に工事は少なくなるという現象が、今日あらゆる産業、あらゆる工事の中で出てまいっている、そういう問題を考えたときに、五カ年計画を立てられて、進められているけれども、必ず私は、長い期間の中では大きなギャップが出てくる、一年間の中でも出てくるのではないかと思っております。また、風水害等が起こってまいりますけれども、それと一般行政と、風水害計画等における関連との関係において、あるいは計画を変更しなければならぬという問題があると思っております。昨年度で千四百三十八億でございますか、そういう風水害のための治水事業に対する投資をやっておられるわけでありまして、けれども、そういうものが進められてまいりますと、それとの関連で一般的な、いわゆる行政の予算というものと関連がどう進捗していったのか、どう関連づけられていくのか、そういう問題も私は出てくると思っております。であります。

から、問題は、ただ計画上の金額だけの進捗率ではなしに、その予算と実際の事業量との関連というものを、私は時間があれば、出せる資料であれば出してもらいたい。どうしてもつかむことができないならできないということで、明確に御答弁を賜りたいと思っております。

○政府委員(古賀雷四郎君) 予算と事業量の関係につきまして、手元に資料がありませんので、後ほど提出いたします。

○村田秀三君 関連をいたしまして、質問というよりも意見、あるいは要望ということになるのかも申しませんが、これは道路の問題についても同じことが言えるのではないかと思います。あらゆる建設省で出しております資料を見ましても、総体の金額だけ出しておられる。これはいまま達田委員が言われましたように、計画を立てるときには、道路であれば、どこを道路をどの程度、キロ数から規模から、それをきめて予算が出てくるはずでありますから、その予算を全部消化したということになれば、当初の計画がそのままでき上がってこなければならぬ。ところが、どの資料を見ましても、金額で事業量を測定するような資料しか出ておらないというところは、これはやはりおかしなところがあると思っております。したがって、もしもそのギャップがあるとするならば、物価の値上がりとか、それは一般的な消費物価ばかりではなくて、建設資材は最初よりも高くなったとか、あるいは人件費が高くなったとか、その他の要因というものが出てくるわけでありまして、それが出てこない、次の年度の予算を立てるときにも、正確なものが出てこないのではないかと、私はこう思います。したがって、いま河川の問題で達田委員は要望なされておりましたが、これは道路の問題についても、港湾の問題についても、あらゆる関連するものの資料を私は出していただきたい、こう思います。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 道路について申し上げますと、道路五カ年計画では、金額というよりも事業量の量で定めております。何キロというふ

うに定めておりますから、私どもは、河川と若干  
違ひまして常に事業の量というものと対比しなが  
ら計画を促進しております。大体各年度で、改良  
ならば何キロやる、舗装を何キロやる、あるいは  
橋梁を何キロやるということをきめておりますか  
ら、金額と必ずしもバランスいたしておりませ  
ん。

それから物価の問題でございますが、先ほど申  
し上げましたように、大体前年と比べて総合いた  
しまして工事指数で四〇％くらい上がっておりま  
す。したがって、金額から見ますとそれだけ  
け、かりに一八％事業費で伸びておりましたも  
平均的には四〇％くらい下がっております。したが  
りまして、一四％くらい工事量の伸び、それが  
いまして、一四％くらい工事量の伸び、それが  
いまして、一四％くらい工事量の伸び、それが  
いまして、一四％くらい工事量の伸び、それが

対比しながら出しておりますが、四十一年度の予  
算に際しましては、私どもは、大体三十二年目にな  
りますので、三十二年で事業規模で約五二・一％く  
らい事業面では進捗いたしますが、事業の量とい  
きますと、たとえば改良では五九％というような  
数字になっておりました、必ずしも一致いたして  
おりません。それはどういふことかといひます  
と、採掘する場所によりまして、非常に安いとこ  
ろをたくさんやれば事業量はうんと伸びる、都市  
付近の高いところに金を注げば事業量は伸びな  
い、こういう関係になっておりましたので、必ずし  
も事業量と事業費というものが対比しておられま  
せん。そういうことでやっておりますが、もし御必  
要ならば資料提出はできると思ひます。

○達田龍彦君 また疑問が出たのでありますけれ  
ども、物価換算率四％だといふ、この四％の出し  
方でありますけれども、私はこれはまだしろうと  
でありますから、一般的に考へてみて、今日の平  
均した物価が六％、あるいは場合によっては一〇  
％上がっているやともあると思ひます。全然上  
がらないやつも、平均でございますから、あると  
思ひます。それで、いま建築資材、建設資材とい

うものは他の物価に比較して上がっておりとい  
うのが常識であります。あるいは労賃にいたしま  
しても、相当今日上がっておりるのであります。ある  
いは、あとでこれは将来の論議の中で出てくる  
と思ひますけれども、護岸工事をする、あるいは堤  
防をするにしても、いま砂利をどうするかという  
問題等についても、なかなか費用がかかるという  
ことで高くなつておるといふことも聞くのであり  
ます。その他セメント、鋼材—セメントは安く  
なつていふ話はあるけれども、いづれ  
にいたしまして、そういう面から考へて、一般  
的に一般の物価上昇の平均値以下の上昇であるとい  
うことは、私はどういふことも納得がいかないの  
でありますけれども、この点について、具体的にど  
ういふ換算でもって、どういふ資料でもってこれ  
が出されておるか、もう少し詳しく御説明を賜わ  
りたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) いま御指摘になりま  
した、私どももいたしましては、資材面につきま  
しては、主要な建設資材の価格の動向を把握いた  
してあります。たとえて申しますと、普通鋼材で  
すと、昭和三十五年を一〇〇といたしますと、そ  
の後すつと下がっておりまして、四十一年の十一  
月には八八・七％くらいになっております。木材に  
つきましては、昭和三十五年を一〇〇といたしま  
すと、三十八年が一二六くらいに上がりました  
が、三十九年が一二三くらいに落ちつきまして、  
四十一年の十一月ごろには、大体それと同じにな  
つております。セメントにいたしましては、昭和三  
十五年を一〇〇にいたしますと、四十一年十月が九  
一、これらいろいろの総合いたして考へてまい  
たわけでございますが、そういう意味で建設関係  
の主要資材につきましては、大体横ばいから少し  
上向き程度ではないかと思ひます。

次に、労賃部門でございますが、労賃部門は、  
御存じのように、建設関係は相当、労働省の毎勤  
統計等によりまして、大きく上がっております。  
来年の見通しでございますが、大体単純平均  
いたしまして、労賃部門が十二％程度上がるの

じやないかといふふうに考へております。そのほ  
かに、事務費とか補償とかいふふうな費用がいろ  
いろ込み合うわけでございますが、これを全体加  
重平均いたしましてどれくらいのアップ率になる  
かといふことを計算いたしますと、大体四〇％程  
度といふふうに私どもは推定いたしたわけござい  
ます。

○達田龍彦君 時間がないうでありますから先  
に進みたいと思ひますが、いまの物価換算の問題  
については、まだ私大きな疑問を持っておりま  
す。さらに今後、長期構想に基づく前期、中期、  
後期の計画の中でこれをどう変更あるいは是正を  
していくか、こういう問題についても、もう少し  
建設省の考え方をただしていきたいと思つており  
ますけれども、これは将来、時間があるところで  
ただしていきたいと思ひます。

そこで、さらにもう一点お尋ねをしておきたい  
のは、今回の新河川法の制定に伴ひまして、一級  
河川十五を昨年指定をして、また四十一年度に新  
たに四十の河川を一級の河川に指定がえされる  
というわけでありまして、この治水予算の  
中で特に河川、砂防、ダム、の事業別の予算は、一  
体どの程度になるのか。これは一級河川に切りか  
えることによって、その事業のおのおののため  
に出る予算規模でありますから、その点わかれ  
ば具体的に御説明をいただきたい。

○政府委員(吉賀雪四郎君) 五カ年計画におきま  
す河川、ダム、砂防、機械別の計画額は、河川に  
おきまして五千二百億、ダムにつきまして千六百  
七十億、砂防につきまして千七百八十億、機械に  
つきまして三十億でございます。そのうち四十  
年度におきまして、十五水系が指定されまして、そ  
のために、四十年度十五水系のために、一級水系  
のための増加額は五十二億程度になつておりま  
す。それから四十一年度四十水系指定するために  
要する費用としましては、二十九億という新たな  
国費増が要するようになっております。

○達田龍彦君 さらに私は質問をいたしたいので  
ありますけれども、治水の最大のねらいは、洪水  
やあるいは水害を日本の国土からなくして国土の  
安全をはかるということにあると思ひますのであり  
ますけれども、この政府の五カ年計画における予算  
規模の中で、私は、四十年度において、たとへば  
治水の場合でありますけれども、千三百四十八  
億、それから四十一年度予算において千五百二十  
六億であります。私は、元来治水行政といふのは  
よく言われているように、予防行政といふのは  
か、先行投資をその目的といたして初めて大きな  
効果があるわけでありまして、その意味において、  
何といつても早く大きな治水予算を治水行政につぎ  
込んでいくことが、一番洪水や水害をなくして国土  
の安全をはかるためには必要だと考へておる。に  
もかかわらず、私は、そういうねらい、あるいは  
そういう本質を持つておるにもかかわらず、治水  
行政の予算規模は、四十年度において千三百四十  
八億、四十一年度において千五百二十六億とい  
うのは、大臣の所信表明演説の意欲にもかかわら  
ず、また、予算のいわゆる予防行政、先行投資と  
いう性格から考へたときにも、非常に私は少な過  
ぎる、規模が小さ過ぎるという感を持つてあり  
ますけれども、まず第一に、この点に対する大臣  
のお考えを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) そういう意味でお  
しやると、まさにそのとおりであります。私ども  
は、いま五カ年計画といふことでやっております  
が、砂防、河川まで入れまして四千数百の川を対  
象としていま計画いたしております。そのうちの  
現在やっております直轄河川百—まあ百一です  
か、これが国内における災害あるいは経済に寄与  
する度合い、非常にウェットが高いといふことで  
直轄河川にしておるわけでありまして、それをでき  
るだけすみやかに、いわゆる「一級水系として重点  
的に、非常に経済の面からもあるいは災害の面か  
ら、早急にやらなければならぬ」といふ河川と  
してやっておりますわけでありまして、こういうものを  
一挙に、と申しますか、できるだけ短時間に防災  
あるいは治水、これはやらなければならぬこと  
は、おっしゃるとおりであります、なかなか河

川だけというわけにはまいりませんので、いま想定して進めておきます治水事業というものは、そういう百水系に近い重要な河川をおおむね昭和四十年年度を起点として二年間で、完全に、一点の曇りもないというわけにはまいりませんけれども、おおむね安全にできるというのをやりたい、その他の、その次に位する中小と申しまして、中河川と申しますか、災害その他でやはり困難をしておる河川がたくさんあります。そういうものを今後十五年間で、昭和五十五年というのはそういうことでありますが、先ほど達田さんのおっしゃったような効果をあらわすようにしたい、こういう目標でいまやっておるわけでありまして、もともと、もっと早く国家財政を大きく投入してやるべきだという御意見に対しては、全く私も賛成でありますけれども、なかなかこればかりというわけにはいかない。道路は道路、住宅は住宅と、これは御承知のとおりでありますので、やはりそれぞれ一つの目標を立てて、それを着実に計画を進めるといふことが、いまの日本の政治ではやむを得ない、こういうふうな考えでおるわけでありまして、もちろん、財政の規模と申しますか、国力の増進に従ってそういう目標というものはできるだけ早く繰り上げてやらなければならぬ。その間において、先ほどもお話があったように、少なくとも千数百億に及ぶ災害が年間あります、場合によっては二千億、日本の災害は平均二千億と私は見ておりますが、その災害に対する対策、これも一種の、まああとになりますけれども、一つの治水であり、また防災であるわけでありまして、これを全然五カ年計画以外として投資をする、こういう状態がいまの日本の力である、かように考えておるわけでございます。

○達田龍彦君 大臣の意欲は、また考え方は私もわかるんでありますけれども、その意欲と考え方を具体的に国家財政の中で、あるいは事業計画の中で盛り込んでいくことがどうしても必要だと思っておりますから、その点ひとついまの意欲と考え方もって今後さらに前向きな姿勢で対処して

いただいたと考えております。それから、最後にもう一点だけ御質問申し上げます。おきまされども、私は、特に治水の問題の面から今回の四十一年度の予算を見たときに、この予算の底に流れておる思想というものは、口では治水といふことを表面には出しておられますけれども、予算の底を流れておる思想というのは、私は治水よりも利水に重点を置かれたらいいかあるのではないかと利水に重点を置かれたらいいかある。それは新河川法に伴いまして、一級河川に四十年前指定がえをされる、私は、このことを意欲的に進めていくという事は、水を治めるといふことよりも、むしろ産業用水等の利水をより有効的に生かしていく、効果をそのほうに求めていくというきらいが私は強く出ているのではないかと気がするのであります。これは私は、将来これを進めていく中から現実に出てくると思っておりますけれども、そういう気がしてなりません。

もう一つは、今回組まれている予算の中で、特に河川、ダム、砂防を見てもたときに、私は、治水といふのは、河川だけをよくなりました、あるいはダムだけをよくなりました、あるいは砂防だけをよくなりました。治水の効果はあがらないと思っております。治水効果には、御承知のとおり、河川、ダム、砂防の総合的な計画の中で一貫した調和のとれた河川行政、治水行政をやるところに、私は効果的な治水行政が成り立つと思っております。その意味において、今回の予算を考えてまいりますと、政府の予算の中で、特に利水効果が期待できると思われるところの河川の予算については九百九十九億、ダムについては二百八十六億でありまして、私、その中でも利水よりも治水に効果が大きく期待されることの砂防について、砂防しなくちゃならぬ必要性のところはたくさんあるにもかかわらず、三百十六億という相対的に見て非常に少額な予算になっておるのであります。これは私は、新河川法の四十水系の一級河川への切りかえもそうであると同時に、こういう

ように利水効果の期待が持てるころの河川あるいはダムの建設に重点投資が置かれて、そうして治水の効果もより高まるころの砂防については非常に少額であるという点は、まさに治水よりも利水に重点を置くという政府の思想がこの中に盛り込んでおられるのであります。私は、そういう意味において、今日ダムや河川が底が埋まってしまつて利用ができない、あるいは洪水が出る、あるいは水害が出るというものは、ある一面では砂防に重点が置かれていない、取り残されていくところの問題があると思つてあります。治水と利水に關する予算の思想について、ひとつ明快に御答弁を賜りたいと思つてあります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私どもが河川行政をいたします場合には、やはり治水といふことが第一義である。これはもう変わらない河川行政でなければならぬと思つております。ただ、ダムに相当の力を入れておるじやないかと、これは近年、ダムといふのはここ十数年であります。御承知のとおり、日本の河川の状況は非常に急流であります。従来は河川、堤防あるいは護岸をつくること、治水といふことになっておりましたけれども、日本の産業経済といふことも、そういうもの発展に従つて河川地域に多くの人が集まるようになっておりましたけれども、やはり上流において水をとめる、領土は狭いし、大堤防だけで水を治めるといふことはなかなか困難であります。そういう意味から、いわゆるダムによって水を一応貯留し、そうしてこの急流河川の治水をしよう、こういう思想が十数年来用いられて、まだまだでありますけれども、相当にそれが進んでおる。これは非常な効果をあげておる。私どもはさうな考え方で電気あるいはその他の用水オンリーのダムでなくて、調整ダムといふものに相当の力を入れておる。これは利水に重点を置いておるからと決して考えておらないのであります。ただ日

本の産業、経済にはエネルギーが要ります。水はエネルギーの關係からいいますと、私の申し上げるまでもないことではあります、その貯留した水があるいは発電あるいは上下水道あるいは農業用水等に使うといふことは、これは日本として、資源の少ない國でありますから、これまた当然なことであろうと思つておりますが、御承知のとおり、國費を投じてやりますのは、全部河川の上流において水をとめるというのが主目的でありまして、そのとまった水をほかに利用するといふことは、これは第二義である、かように考えております。

砂防がおくれているじやないか、全くそのとおりであります。砂防に重点を置くことに相当に力を入れるようになりまして、これは全く戦後のことと言つていくくらいであります。非常におくれております。重ねて申し上げて恐縮であります、この地形が急流、雨が多い、これが河川災害の大きな原因をなしておる、これはおっしゃる通りでありまして、非常におくられておる。これも予算構成上相当ウエートを置くようになったのは、ここ四、五年の間であります。ようやくここまできた。砂防といふものは、御承知のとおりに山奥でやる仕事であります。目につかない。一般もあまり関心が無い。建設行政においてもその辺がややないがしろにされておつたというところ、極論になりまして、比較的ウエートを置かなくてはならないことを申し上げてはばからぬ。そういうことではありますから、砂防に今後力を入れなければならぬ。四十年間あるいは四十一年度の砂防費が少ないじやないかとおっしゃれば、実際はさうでございませぬが、しかし、砂防費が増大してきておるのは、この数年間でありまして、砂防に力を入れておることは、この数年間でありまして、河川維持、治水、防災の面からいって、砂防に力を入れるといふことは、今後の大きな課題である、かように考えております。

○達田龍彦君 時間が無いようでありまして、あといろいろまだ具体的な問題についてあるわけでありまして、本日はこれで終わりたいと

思います。

○村田秀三君 前回の委員会におきまして、私は尾瀬の分水問題について若干の質疑を行なったのでありますが、私自身、答弁を聞いておりましたまだ不可解な点もございますので、さらに質疑を行ないたいと思っております。

初めに、これは前回の質問と重複するかもしれませんが、先般河川審議会が答申いたしました、四十水系について指定をするための閣議決定をなさる、こういうことを聞いておるわけでありませぬ。そのとおりでありますか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) この前もお答えいたしましたように、そのつもりであります。

○村田秀三君 その際、河川審議会の中でも若干の意見が出され、そうして当該県である群馬、新潟、福島、それぞれの立場からきわめて強い意見が出ておるといふことも承知しておると思っておりますが、そういう背景の中でこの問題になっておる河川を保留しておくという考えはございませぬか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) この前お話しいたしましたように、一級水系は、治水——利水もそうでありませぬけれども、大河川を総合的に管理するという河川法のたてまえ上、一級水系の指定取り上げをしようということでありまして、その中において利水をどう扱うかというところは全然別問題である、かような考え方を持っております。しかも、具体的なお話がありました阿賀野川水系は、日本の河川の中でも非常にユニークの高地河川でありますので、これをそういう利水上の問題のために省いておくということは、私は、河川行政に一貫性がない、筋が通らないという考え方を持っておりますから、各県のお話はよく理解をいたしておりますが、水系の指定だけはこの際やるべきである、かような立場でございます。

○村田秀三君 まあ指定と水利の問題であります、これは別な問題であるというのを先日もしばしば伺いました。まあ治水を重点に河川行

政を進めるといふ立場に立つならば、これは分水問題というものは、この論議からははずさなければならぬと思っております。と同時に、利水面を考慮しないわけにはいきませぬから、この利水面を考慮するとすれば、また別な角度から私は総合的な考え方なり意見というものもあるわけでありませぬけれども、それは別途たまたまということにいたしまして、今回お伺いをいたしたいことは、指定と水利の問題は別である——水利権の許可の問題であるわけでありませぬが、別であるということでありませぬけれども、どうしてもこの四九条と九条の関係は切り離すことができないというふうになっておると思っております。したがって、地元でいろいろと意見が出ておるといふのは、おそらく、当然この指定の問題が即管理権、そうして水利の許可権に通ずるといふことで、いろいろと地元から意見が出されておるはずでありますから、この三県の問題を整理して後に一級河川の指定をなさっても、私はおそくはない、こう大局的に立って考えるわけでありませぬが、もう一度その点をお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(瀬戸山三男君) おことはございませぬが、河川行政の上からいきますと、先ほど申し上げましたように、阿賀野川は日本の大河川の中で十六、七位に位置する非常に重要な河川でございます。したがって、これを抜いて他の多くの河川を一級水系に指定するということは、河川法の二条でありませぬか、規定されたたてまえからいいますと、私は河川行政に携わる者としては適当でない、かような考え方を持っております。利水の面は、もとの旧河川法においても、現行河川法においても、おおむねその趣旨は同じであります。旧河川法におきまして、やはりどうしても利水の水利権等について調整がつかなければ建設大臣が最後に調整をとる、こういうたてまえになっております。今度の最初から建設大臣が水利権等を処理することになります、扱いはやはり、先般も申し上げましたように、その地元と申しますか、関係県の利水に対する必要性、考え方をよく

く調整をして事を断ずる、当然のことでありませぬから、それとは別にいたしたい、かように申し上げておるわけでありませぬ。

○村田秀三君 それでは、まあ大臣がこの指定の問題とこの水利権の許可の問題を切り離そうとして、私ももととしては切り離されるものでない、こう考えるわけでありませぬが、まあ一応切り離して別に考えるお伺いをいたしまして、この点をひとつ私はずいともお伺いをしておかなければならぬわけでありませぬが、当時の全国知事会の意見であるとかあるいは建設委員会の論議の経過を調べてまいりますと、これは四九条の問題あるいは九条の問題と混同された形の中で論議をされておるようでありませぬけれども、こういうことが言われようと思っております。三十九年の六月二日、建設委員会におきまして、社会党の瀬谷委員の質問に、当時の鴨田次官が答えて、「建設大臣の行なう大規模の水利使用の処分についても、同様、やはり関係知事さんの意見をお聞きすることにいたし、いろいろそういうふうな地元の知事の意見、尊重いたしましてこれを善処する」、こう言っております。さらに、同じ日でありませぬが、中尾辰義委員の質問に、当時の畑谷河川局長が答えて、「簡単に大臣が、自分の意見によってそれをして、どんな執行するということとはなかなかむずかしいのでございませぬから、特にそういうふうな重要な水利権の行使にあたりましては、河川審議会の意見を聞き、知事さんの意見を聞いて、十分に皆さんが納得する線までそれを行使するということとでございませぬ」と、こう答えておるわけなんです。この論議はどこから出てきておるかといいますが、これは前回は申し上げましたが、全国知事会の資料などを見てまいりますと、ずいぶん極端なことを言っております。第九条の問題につきましても、水利使用の許可権を引き上げるのが本条の目的ではないかというふうな意見、それからこれに関連をいたしまして、単に水利使用の許可権と管理権行政の分野のみを中央に取り上げるだけの改正であると思われ、そうして管理

権を単に中央に集中するための改正である、こうきめつけたような意見が出され、こういったものが背景になって六月二日の建設委員会の論議になっておると思うわけでありませぬが、このことは今日においても確認してよろしゅうございませぬか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いわゆる新河川法と申しますか、現行河川法の審議に私も携わっております。先ほどお話しになりましたように議論があったことをよく承知しております。私は先ほど二条と言いましたけれども、四九条が一級河川指定に関する条文でありませぬが、いわゆる水利権をどうするかという問題については、前の河川局長等がお答えをしておりますことと、いまも少しも扱いに付いて変わりはありませぬ。さような精神でいくべきものである、かように考えております。

○村田秀三君 それでは、私は前回の委員会におきまして、伏線としていわば質問をいたしたものでありませぬが、尾瀬ヶ原の問題は、これは文部省ともきわめて密接な関係が出ておるわけでありませぬ。世界に比類のないところのあの特別記念物ですか、そういうことでありまして、この問題をあらゆるそういう面からも考慮しながら判断することが大局的な取り扱いだ、私もかように考えておるわけでありませぬ、どうぞひとつ、きわめて三県の間では大きな政治問題になっているという意味合いにおきまして、この三県の知事の意見、新潟あるいは福島の場合同様、議会もこれは全会一致で意見をまとめておるようでありませぬ、少なくとも新潟、福島における多くの県民のこれは輿論であると言っても私は過言でないと思っております。したがって、いま大臣がおっしゃられました思想でもってあやまちなない扱いをなされるように特別に私は希望いたしまして質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 尾瀬沼の問題は、これは単に利水という問題と別に重要な問題として今日まで取り扱われております。あるいは、大正十一年あの水利権が認可されたその当時といまとは、その間非常に事情が違っているのではないかと

と思ひます。そのほかに、福島県やあるいは新潟県には、その地域の利水なりいろいろな計画なりというものがまた御意見にあると、かように思ひます。そういうものを勘案してもちろんこれは処理すべきである。実はこの二十四日に予定してありますが、三県の知事さん方に御参集願つて、いろいろ御意見を伺う、できることであれば今月中でも三県で、現在認可権があるわけでありませうから、御処理が願えれば一番適當である。意見が一致することを期待しているわけでありませうが、どうしても指定後まで延びるということであれば、やはり三県のいろいろ御意見等を聞いて、その調和をとつて処理すべきものである、かように考へておるわけでございます。

○委員長(中村順造君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。  
都合により暫時休憩し、午後一時再開いたします。

午後零時十九分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長(中村順造君) これより委員会を再開いたします。  
海岸法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小酒井義男君 このたび海岸法の改正をして、特定区域の補助率を引き上げることになるわけですが、この海岸の延長のうちで、保全を必要とするところは何ほどのくらいあつて、保全を必要としないところは何ほどのくらいあるのですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 海岸の総延長は二万七千キロメートルでございます。そのうち海岸保全区域に指定して当該区域の管理を行ふ必要のある海岸線の延長は一万二千五百五十二キロメートルでございます。海岸総延長の四六・三%に当たります。そのうち、すでに海岸保全区域として指定されておる海岸線の延長は九千三百九十八

キロメートルで、なお指定を必要とする海岸線延長の七四・九%になっております。その程度であります。

○小酒井義男君 そうしますと、海岸の経済的な効果といふことは、そういうことはどういふふうにお考えになっておるのですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 海岸の経済効果でございますが、最近の例でござらんになりますと、伊勢湾台風等におきましては非常な高潮が参りまして、数千名の死者をも出し、家屋も相当の損失を受けた。民生安定上あるいは国民経済上非常に重要な事項を担当しておるわけでございます。したがって、海岸保全は、単にそういう経済的な面だけでなく、民生安定という意味で非常に大事な事業であると私らは考へております。

○小酒井義男君 そこで、民生安定が必要だといふところを補助の優先的な地域として扱うのか、そうでなしに経済的に産業その他の関係で必要な港湾などを控へておるところですね、そういうところをやはり優先的に扱うかという問題が出てくると思ふのです。そういう点についてはどう考へておるのですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 海岸保全事業は、農林省の水産庁あるいは農地局あるいは運輸省の港湾局に属する。そのほかの海岸は建設省の海岸保全事業として実施しておるわけでございます。御承知のとおり、運輸省では、運輸の港湾としての安全性とかあるいは高潮に対する対策といった面で海岸保全工事を実施しておりますし、港湾と機能を密にして安全かつ運輸作業の完全にできるような方向で実施しているわけでございます。また、水産庁にしましては、農地保全上重要なものから農地局につきましても、農地保全上重要なものにつきましても、それぞれ重要度に応じて、あるいは規模の大小に応じて行なつておるわけですが、特に二府県にまたがるかあるいは規模の大きなものにつきましては建設省と、農地につきま

しては農林省が直轄事業として取り上げて実施いたしております。

○小酒井義男君 いまの河川局長の答弁の中に、各省の所管が違ふのがいふんあるもので、これはかねて港湾行政の一元化というように言われておるのですが、大臣どうなんでしょうか、これはなかなか進みませんか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 小酒井さんよく御承知のとおり、これは伝統的に、先ほど河川局長から御説明いたしましたように、農地あるいは海岸の防風林というふうな農耕地、山林に対する保全は農林省が担当する、また漁港も入りますが、これは水産庁が扱つておる、農林省として、港湾区域は運輸省。その他は、一般の国土の保全という意味から、防災という意味から建設省。これは伝統的になっておるわけで、実は従来は、主として日本の役所の常というところからいふと、海岸は一貫して保全する、防災するということではないと効果があらわれない、こういう点があるわけでありませうが、それがなかなか足並みが必ずしも一致していなかった。また、工事の施行方法、施行時期、こういう点でもそこが違ったという事例が多いのであります。特に、私どもは、最近の事例として、伊勢湾台風のときにおいてその弊害を非常に痛切に感じて、やはり海岸は一貫して保全工事と申しますか、防災対策を講じないと、一角がくずれますと全面的にだめになる、こういう非常な弊害を体験したわけでありませう。そこで、行政機構の関係もありまして、これを一省でやるということとはなかなか困難であります。ああいう苦しい体験あるいは痛切な体験等もありましたけれども、そこで施行の方法あるいは時期等について、各省がそれぞれ連絡調整をはかつて、いままのような弊害がないことに万全を期する、こういう態度でいま

いつてのが現状でございます。

○小酒井義男君 お答えになつたように、前々からこれは問題なんです、若干でもここ数年間に改善されたような点があるのですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) こまかい点については担当局からお答えいたしますが、私は、若干というよりも、いま申し上げましたように、苦しい体験がしばしばありました。その点は非常に進んできておると、かように考へておるわけでありませう。

○政府委員(古賀雷四郎君) いま大臣がお答えになりましたように、われわれといたしましては、氣象等を同一にする海岸につきましては、それぞれ三省協議会を設けて、高さ、構造、施行時期その他につきまして協議いたしまして施行を行なつておる次第でございます。また、全体計画といたしましては、七カ年計画というのを年次計画に従ひまして現在それを施行しているという状況でございます。したがって、そういう打ち合わせを行なつておるわけで、構造その他高さ、そういう点については、ごまかい点もございませんし、計画の進捗度合いにつきましてもそれぞれ調整をとりながらやつておるような次第でございます。

○小酒井義男君 これは長い歴史のあることで、簡単じゃないと思ふのですが、一元化されたほうがいいということはお考えになっておるのですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) やはり一元化したほうがよいと思ひますが、なかなかむずかしい。

○小酒井義男君 ほかの委員会でもまた私はこの問題で発言したことがあるのですが、管理運営と問題を分離して工事をいろいろな関係は建設省でやつてしまつて、あとの運営については運輸省なり農林省なりそれぞれでやつていくというふうなことがなぜできないのかという気がするのですが、それでもむずかしいのですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 御承知のとおり、元内務省では港湾関係も一緒だつたわけでありませうが、その後運輸省あるいは建設省というものに分割されました、どうしても港は特殊な構造、特殊な施設と申しますか、私は詳しいことは知りま





〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議なしと認めます。

それではこれより採決に入ります。

海岸法の二部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、都市開発資金の貸付けに関する法律案

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県大間々町東通り線等の改良、舗装工事施行に関する請願(第一〇八八号)

第一〇八八号 昭和四十一年三月七日受理

群馬県大間々町東通り線等の改良、舗装工事施行に関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町大間々町長

新井整外二名

紹介議員 近藤英一郎君

国道百二十二号線(日光、東京間)の工事中又は、完成後の交通緩和策として、左記道路の改良、舗装工事を急速に実施したいので、特別の配慮をされたい。

一、町道大間々町東通り線延長千三百七十三メートル

二、県道根利、八木原、大間々線(五月橋架替工事を含む)

理由

国道百二十二号線(日光、東京間)の改修整備については、絶大な協力を賜わり着々と工事が進ちよくしているが、本路線は近日着工予定の渡良瀬川上流ダム建設工事用の資材運搬路として重要な意義を有しており、そのすみやかなる完成が待たれている。